

Legal professional corporation 2015.06 vol. 18

GRACE News Letter

CONTENTS

●法改正コラム	不正競争防止法の改訂	弁護士 森田 博 貴
●特別コラム	マイナンバーの運用迫る!	弁護士 大 武 英 司
●助成金コラム	平成26年度 創業・第二創業促進補助金	事務員 湯 田 え り 奈
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ/事故専門部からのお知らせ	
●事務員コラム	商品・サービス紹介編「ファスティングスタジオ®SILKY」	事務員 藤 崎 聡 美

TOPICS ☆ 法改正コラム

第6回 民法改正6 -不正競争防止法の改訂-

弁護士
森田 博貴



今月は、不正競争防止法の改訂情報をお伝えします。

1. 不正競争防止法の改訂

本年3月13日、不正競争防止法の改正法案が閣議決定され、今通常国会に提出されています。この法改正の趣旨は、東芝や新日鐵住金から韓国企業への技術流出、ベネッセの顧客情報流出など、昨今の相次ぐ営業秘密漏えい事例に対し、特に刑事罰による抑止力を向上させ、営業秘密の保護の強化を図ろうとするものです。

具体的には、営業秘密侵害者に対する罰金上限額を向上させ（1000万円から2000万円、企業の場合3億円から10億円に変更）、また、盗んだ営業秘密によって取得した財産の没収が規定されることで、いわゆる「やり得」が許されなくなります。

2. 営業秘密管理指針の改訂

「営業秘密管理指針」とは法律ではなく、不正競争防止法上の犯罪成立要件である「秘密管理性」（盗まれた情報が営業秘密として管理されていたものであること）の経済産業省による解釈指針です。

本年1月、この指針が全面的に改訂（※1）されました。概要を申し上げますと、この改訂で、営業秘密侵害罪がより成立しやすい方向に舵が切られています。

具体的には、旧指針では、上記「秘密管理性」が認められるには2つの厳しい要件を満たす必要がありま

したが、この度の改定でこれが緩和されています。すなわち、新指針では、企業が「秘密管理措置」（従業員が会社の重要な秘密情報と認識できるような措置）さえとっておけば「秘密管理性」が認められるものとされました。

3. 企業が取るべき今後の対策

以上のように、国は、刑事手続を利用した営業秘密の保護強化を図っています。また、刑事手続の利点として強制捜査による証拠収集機能が挙げられますが、この収集証拠は、損害賠償請求等その後の民事手続に活用することも考えられます。

このように、企業の秘密防衛上、まずもって、適正に刑事手続を利用できるよう対処することが大事です。そして、そのためにも上記「営業秘密管理指針」に従った対応を取っておくことが重要となります（「秘密管理措置」がとられていない場合、捜査機関は刑事告訴を受理しないといわれています）。

具体的には、紙媒体であればファイル上にマル秘等と記載を行い、電子情報であればファイル名やフォルダ名にマル秘と記載した上、ファイルの保管場所を他のファイルと区別された場所に保管することで、アクセス者から見て当該情報が秘密情報であることが分かるようにしておきましょう。

※1 営業秘密管理指針を全部改訂 - 経済産業省
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf>

マイナンバーの運用迫る!

弁護士
大武 英司



先月号の本コラムでも触れさせて頂きましたが、いよいよマイナンバー法に基づく制度運用が来年1月から開始されます。特に最近になって、新聞紙上においてもマイナンバーに関する記事をよく目にするようになってきました。

もっとも、マイナンバーの運用開始が近づいていると言われても、具体的に何をすればよいのかは皆目見当がつかなかったり、イメージができない方も多いかと思えます。7月23日にマイナンバーのセミナーを開催させて頂くこととしたのも、まさにそのような悩みを解決して頂くためであります。そこで、本コラムでは注意すべき点を簡単にまとめさせて頂きます。

第1に、マイナンバーの目的外利用が禁止されているという点です。マイナンバーは、来年の運用開始段階では、社会保障・税・防災の各分野における事務に限定され、かつ必要な限度でのみ利用できるとされており、その他の目的での利用は禁止されています。マイナンバーを手にした瞬間から、何の目的に用いるのか非常に注意を要します。

第2に、法に規定する場合を除き、他人や他企業にマイナンバーの提供を求めることが禁止されているという点です。第1の注意点にも共通することですが、マイナンバー情報を従業員より取得する際には、それを活用する業務が、法が予定するマイナンバーの活用対象となる業務なのか否かの判断が非常に重要です。万一、法に規定された業務以外でマイナンバーを受け付けた場合は、返却や廃棄等の対応が必要となります。

第3に、本人がマイナンバー情報を取得する際には、必ずその者が本人であることを確認しなければならないという点です。その際は、「本人が実在するのか」という点と「番号が正しいものなのか」という点の確認が必要となります。これらの確認はいったいいつどのように行えばいいかという問題もあります。

第4に、企業がマイナンバーを取り扱う際には、漏洩、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のための必要な措置を講じる必要がある、情報の安全管理対策が必要となります。特に、近時は個人情報の漏洩問題が各所でクローズアップされておりますが、もはやこの問題はマイナンバーの運用開始により全法人・全事業主・全従業員が他人事で済ますことのできない問題になります。

これからの企業は様々な手続や部署でマイナンバーの取扱いをせざるを得ないため、マイナンバーに対する知識を事前に取得しておくことが是非とも必要となります。

繰り返しになりますが、当事務所主催で、7月23日にマイナンバー法対策をテーマとするセミナーを開催致します。本コラムで触れたことだけでなく、マイナンバー運用開始における問題点をご理解して頂く場として、皆様には積極的にご参加頂きたく存じます。

* * * * *

下記チェックリストの項目を全て実施していない企業の方は、セミナーに是非ご参加ください!

- マイナンバーを収集すべき対象者を洗い出しましたか?
- 従業員に対して、住民票の住所確認のアナウンスをしましたか?
- マイナンバー管理の重要性等を伝える従業員教育を実施しましたか?
- マイナンバーを取り扱う事務の範囲を明確にしましたか?
- 事務取扱担当者を明確にしましたか?
- 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止策を講じましたか?
- 委託先との間で委託契約書の再締結を締結しましたか?
- 情報が漏えいしないように保管方法を決めましたか?

※セミナー概要は巻末「GRACE NEWS」をご覧ください。

平成26年度 創業・第二創業促進補助金

事務員
湯田 えり奈



採択のお知らせ

今年も梅雨の季節を迎えました。体調管理や食事など気を付けなければいけない季節ですね。皆様、体調くずされたりしていませんか。

さて、このたび「平成26年度創業・第二創業促進事業補助事業採択」の通知が届きました。そこで今回は、『創業・第二創業促進補助金』（中小企業庁）についてご案内致します。

創業・第二創業促進補助金

<創業補助金>

新たなニーズでの創業プランを応援する補助金です。公募開始日以降に新たに創業する者。補助事業期間完了日までに個人開業又は会社設立を行ない、その代表となることが必要となります。

<第二創業促進補助金>

家業を活かす第二創業プランを応援する補助金です。公募開始日前6ヶ月前の日から、公募開始日以降6ヶ月以内且つ補助事業期間完了日までの間に事業承継を行なった者又は行なう予定の者。

【注】今年度の募集期間は {平成27年3月2日～平成27年3月31日} 終了しております。また今年度は「電子申請」が導入された年でもあります。

補助額

	<創業促進補助金>	<第二創業促進補助金>
補助率	2/3	2/3
補助額	上限200万円	上限200万円

※申請には、事業計画の支援を行なう認定支援機関からの確認書提出が必要です。

〈参考サイト〉
経済産業省中小企業庁 創業・第二創業促進補助金 <https://sogyo-hojo.jp/26th-hosei/>

「株式会社 Belldan」における申請

前回のニュースレターでもご紹介致しましたが、当事務所の代表が別会社として新たに設立したコールセンターの創業に関連して、この創業補助金の申請を行ないました。

【全国初。土業とお客様を結ぶコールセンターサービスの展開】をテーマに掲げ、事業内容と事業計画の詳細と細かな経費明細の作成を行ない、今回、初めて導入されました電子申請にて申請を行ないました。申請に対する採択率は5分の1程度という説もある非常にハードルの高い補助金です。創業者の目標や計画をして、夢などを一つずつ丁寧に物語のように作成することで素晴らしいビジョンの詰まった申請書となりました。悔いの残らない申請書作成への取り組みが今回の『採択』という結果に繋がりました。

来年度の有無は未定ですが、事業計画や事業内容、そして経費に関して見直しや整理を行なえる良い機会にもなります。来年度に向けて準備を進めてみては如何でしょうか。

申請を振り返って

『創業・第二創業促進補助金』は創業者の的確な創業内容や事業計画が必要とされます。また、採択率の非常に難しく厳しい補助金でもあります。

申請時を振り返りますと創業者の理解とアドバイスあってこそ採択ですが、担当者として採択の重みと喜びを再認識する出来事となりました。今回の公募は終了しておりますが、このような補助金制度もありますことをお届けさせて頂きました。

最近では、多くの顧問先様から助成金・補助金に関するお問合せやお声掛けを頂いております。今後も皆様へ解り易い助成金・補助金のご案内に努めて参ります。

法人・事業主向け

セミナー開催のお知らせ

マイナンバー法施行に伴い、セミナーを緊急開催致します。皆様、奮ってご参加ください。
※応募が殺到する場合がございますので、お早めのお申し込みをお勧め致します。



詳しくはこちら

施行日迫る!全国民が対象となる「マイナンバー法」とは?

日時: 7月23日(木) 18:30~20:30 会場: ソラリア西鉄ホテル鹿児島7F 「HIMAWARI」

定員: 30名(予定) / 講師: 大武 英司 / 対象: 法人・事業主 / 参加費: 顧問先様は無料。その他法人・事業主様は1万円(税込)

特典 セミナーご参加の法人・事業主様に限り、**各種法律相談 30分無料**(通常5,400円) *セミナー参加後、別途ご予約が必要となります。

参加申込・お問合せ ☎ 099-822-0764 ※申込は7/16(木)まで。

次回予定: 下請法が掲げる禁止行為「親事業者のこんな行為はNG!」 日時: 11月26日(木) 18:30~20:30

事故専門部からのお知らせ

ホームページ
続々更新中!

平成27年4月11日、交通事故被害者を対象とした交通事故勉強会を開催致しました。
今後も様々な形で情報発信させて頂きます。WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/730/270411/>

事務員コラム

商品・サービス紹介編



事務員 藤崎 聡美

新刊本『人生が変わる美ファスティング』をお供に
ファスティングでアンチエイジングを!

今回ご紹介するのは「痩せながら美しくなる美(ビューティー)ファスティングの魔法」です。女性にはもちろん魅力的な内容ですが、男性陣にも朗報です。ただ辛いだけの自己流断食を何度も経験していた私の知人も、この美ファスティングを受けて免疫力が向上し、風邪を引かないどころか難病指定の大腸炎も改善!再発もなく、60代に入った今が最も若々しく元気です。

6月22日に出版された『人生が変わる美ファスティング』は、代表で執筆者の松屋さんが主宰するファスティングスタジオでの実績を紹介しています。貴かかれているのは「体内の細胞をキレイにして、良いものを取り込める体をつくる」というポリシーです。美容、酸素栄養学、分子整合医学を学ばれた松屋さんは「何歳からでもキレイになれる」と勇気づけてくれます。

20代と30~40代のときの努力には時間とお金の費やし方が異なり、40代後半になればもう無理と、松屋さん自身も体の外からのケアに限界を感じた経験があるそうです。50代になって出会った酵素ファスティングが転機となり、現在の「美ファスティング」メソッド確立に至る足取りは必見です。

エステ業界では体重1kg減=1万円の相場といわれるそうです。ファスティングのコストパフォーマンスも感じてもらえたら嬉しいです。安上がりで確実に痩せて健康になるダイエット法を体感しにファスティングスタジオを覗いてみては如何でしょう。私たちがご紹介しますよ。詳しくは右記WEBをご覧ください。

「商品・サービス紹介」は随時募集しております。企業間のビジネスマッチングの場としての効果も期待できますので、是非ご活用ください。

VOL.8

ファスティングスタジオ®SILKY

何歳からでも間に合う美人の作り方!
『人生が変わる美ファスティング』

価格: 1,200円+税 出版: 三空出版

ダイエットをしながらかみ肌
や若返りも実現できる
“美ファスティング”
のノウハウを多数掲載。
著者の松屋さんがお奨める美ファ
スティング食のメ
ニューも満載です。



FASTING STUDIO
SILKY

代表取締役 松屋 裕子氏

ファスティングマイスター
プロフェッショナルとして
プロ美容家対象に様々な講
演を開催したり、ファス
ティングトリップ(断食宿
泊)などを行い、多くの人
に美しくなるファスティング
を広めている。

DATA

ファスティングスタジオ®SILKY

鹿児島市南林寺町6-18

TEL 099-226-7470

WEB <http://www.fastestingstudio-silky.com>

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか?

ご存知ですか?

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など
<http://ameblo.jp/kote-law/>

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など
<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

ブログ随時
更新中です

アメブロ 弁護士法人グレイス

(当事務所HPからもアクセス可)



全ては依頼者の最大の利益の為に

契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:30
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
E-mail info@grace-law.jp
<http://www.kotegawa-law.com>

(鹿児島事務所)
〒892-0828 鹿児島市金生町1-17ルポール鹿児島6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

(東京事務所)
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43西麻布3243
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784